

震災に強いまちづくり方針 のあらまし

～ 名古屋市防災都市づくり計画～



平成19年3月

名古屋市

「みんなで目指す“震災に強い安心・安全都市名古屋”」

名古屋市は、本市が平成14年4月に東海地震の防災対策強化地域に指定され、また平成15年12月に東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されたのを受け、平成16年8月には市域内における地震時の予想震度と液状化の危険度を示した「あなたの街の地震マップ」を公表するなど、市民の皆さんの地震に対する意識の向上に努めてまいりました。

このたびは、震災に強い市街地の構築に向けた都市の構造的な防災対策を目的として、地震時における市街地の危険性の判定評価、避難地や避難路などの計画の見直し及び安全な市街地の整備に向けた施策の整理を行い、これらを取りまとめ「震災に強いまちづくり方針」を作成しました。

方針の構成

1. あなたのまちの安全性(災害危険度判定調査)

地震災害における市街地の危険性を町丁目単位で評価をしました。

2. 広域避難地・避難路の確保のために

広域的な視点で、災害に強い都市構造とするため、行政が主体となって、広域避難地、避難路等の整備を進めていきます。

- 歩いて行ける広域避難空間の確保
- 安全で円滑な避難路の確保
- 市街地大火の防止

3. 安全な市街地を整備するために

日常的な生活圏において、市民の皆さんと行政が連携して防災対策を進めていきます。

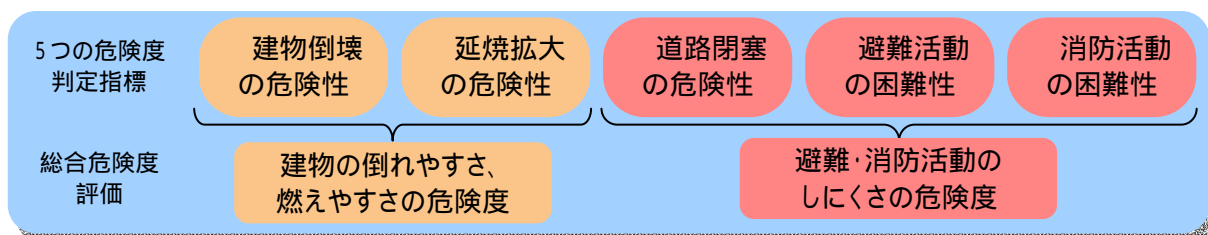
- 倒れにくく燃えにくい建物への更新
- 地区の避難・防災活動経路の確保
- 一次避難地や身近な防災活動拠点となるオープンスペースの確保

【参考】地区の防災力の向上

1. あなたのまちの安全性(災害危険度判定調査)

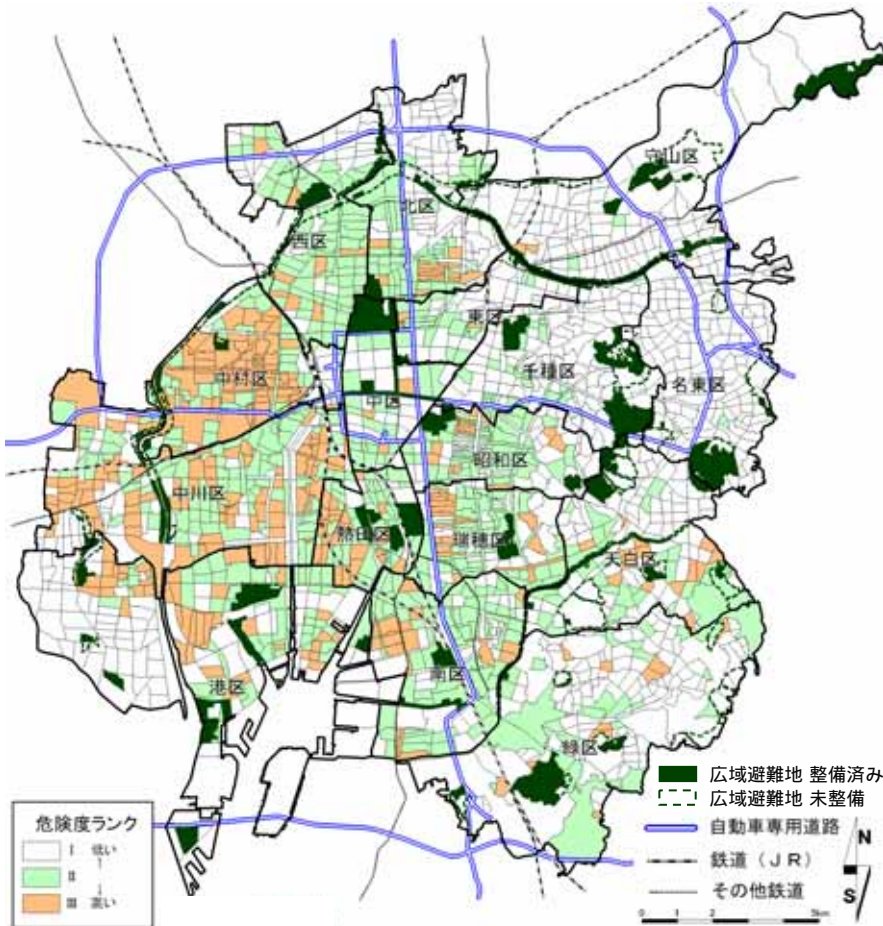
地震災害における市街地の危険性を、地震災害の拡大過程を踏まえ、建物倒壊の危険性、延焼拡大の危険性、道路閉塞の危険性、避難活動の困難性、消防活動の困難性に関して客観的指標を用いて、町丁目単位で評価を行いました。

ここでは、上記の5つの指標の総合危険度評価として、「建物の倒れやすさ、燃えやすさの危険度」、「避難・消防活動のしにくさの危険度」についての評価結果を示します。



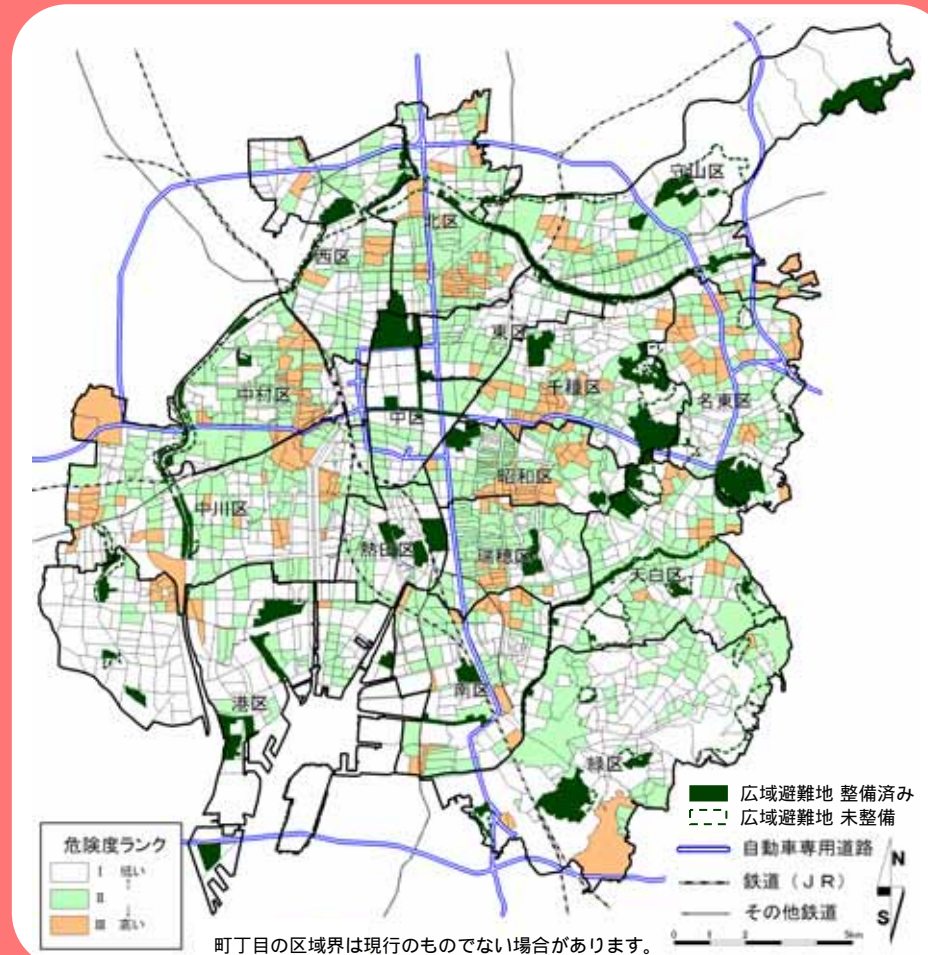
建物の倒れやすさ、燃えやすさの危険度

町丁目ごとに建物構造と地震による地盤の揺れから判定した建物の倒壊の危険性の評価と、建築の構造と密集度から判定した延焼のしやすさの評価結果を総合して概ねの目安として表示しています。



避難・消防活動のしにくさの危険度

町丁目ごとに避難地までの距離による避難困難性の評価、建物の倒れやすさと道路幅員から判定した道路閉塞の評価、及び防火水槽等の消防水利までの距離から判定した消防活動の困難性の評価結果を総合して概ねの目安として表示しています。



この地図の詳細は名古屋市のホームページでご覧いただけます。

2. 広域避難地・避難路の確保のために

歩いて行ける広域避難空間の確保

施策1 「徒歩圏での広域避難地の適正配置・整備」

名古屋市では、公園や緑地を広域避難地として位置づけその整備を進めています。災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、広域避難地の整備や防災機能の向上を推進します。また、広域避難地の不足する地区においては、公園、緑地などのオープンスペースや学校、公共住宅などの既存ストックを組み合わせ、一体的な避難地としての活用を検討します。 広域避難地...10ha以上の公園・緑地等

安全で円滑な避難路の確保

施策2 「広域避難地へアクセスする避難路の確保」

広域避難地へ通じる道路を避難路として位置づけて、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するためおおむね15m以上の幅員を確保します。

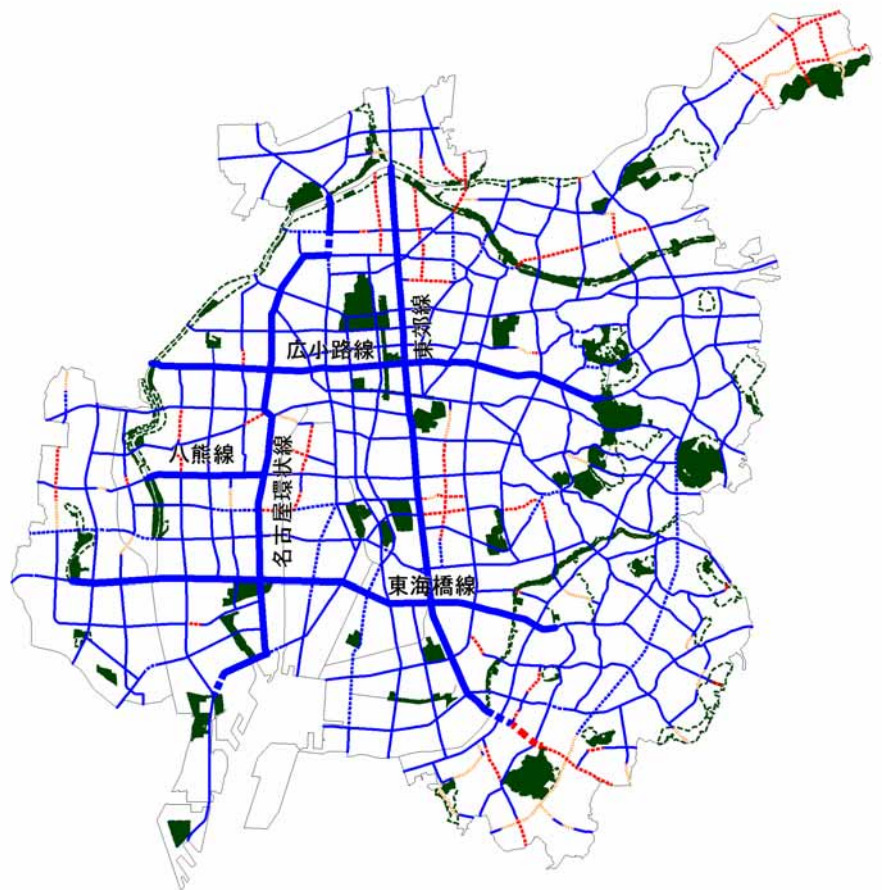
また、防災上重要な橋梁の耐震化を推進します。

市街地大火の防止

施策3 「骨格避難路等沿道の不燃化の誘導」⁵

避難路として位置づけた道路沿道については、建物の不燃化を誘導することで、道路空間と沿道の建物による延焼遮断帯の形成に努めます。特に骨格避難路については、重点路線として、沿道の不燃化を促進します。

広域避難地・避難路の整備



	骨格避難路	整備済み	現況幅員15m以上		広域避難地	整備済み
	"	未整備	現況幅員15m以上		"	未整備
	"	未整備	現況幅員15m未満			
	一般避難路	整備済み	現況幅員15m以上			
	"	未整備	現況幅員15m以上			
	"	未整備	現況幅員15m未満			
	"		現況路線なし			

※骨格避難路：基幹的な避難路であり市街地大火の延焼防止に資する路線

3. 安全な市街地を整備するために

倒れにくく燃えにくい建物への更新

施策4

「既存建築物の耐震化の促進」^{1~4}

名古屋市では、木造住宅の無料の耐震診断や耐震改修助成などを実施しています。今後ともこれら施策を実施していくことにより、既存建築物の耐震化を促進します。

施策5

「規制・誘導による不燃化の促進」

防火・準防火地域等の指定や、地区計画制度、建築協定などの活用を促進することにより、建築物の不燃化を促進します。

施策6

「密集市街地の再整備の推進」

老朽化した木造住宅の密集度が高く、延焼の危険性が高い地区においては、共同建て替え等の手法を用いた建て替えの推進により、地区内の建築物の不燃化や建て詰まりの解消を進めます。

一次避難地や身近な防災活動拠点となるオープンスペースの確保

施策9

「一次避難地の整備推進」

一次避難地として位置づけた公園や緑地の整備を進めます。またすでに整備されている一次避難地においては、防災機能の向上を図ります。一次避難地... 1ha以上の公園・緑地等

施策10

「広場等の設置誘導、緑地等の保全・活用」

地震災害時の身近な避難場所や防災活動の拠点となるオープンスペースを確保するため、地区計画制度、総合設計制度などの活用を促進するとともに、民有緑地の保全・活用など地区のオープンスペース確保に取り組みます。また、住宅市街地総合整備事業等の面整備事業において整備される公園については、災害時に有効なオープンスペースとして機能するように配慮します。

施策11

「消防水利の整備」

震災時にも有効な消防水利の整備を進めるとともに、水道管の耐震化を推進します。

防災対策のイメージ



地区の避難・防災活動経路の確保

施策7

「狭隘道路拡幅の促進」⁶

幅員4m未満の狭隘道路については、沿道建物の建て替えの際に建築基準法に基づき法定の道路幅員を確保するとともに、地区計画や建築協定などによる建築物のセットバックのルール化を促進していくことにより、避難・防災活動経路の確保を図ります。特に、道路閉塞確率の高い地区にあっては「生活ごみち整備促進事業」の対象地区とし、狭隘道路の解消を促進します。

施策8

「市街地整備による道路空間等の確保」

生活に密着した道路の整備や拡幅・改良により、避難・防災活動経路の確保を図ります。また、老朽化した木造住宅の密集度が高くかつ狭隘道路が多く存在する地区においては、道路拡幅により避難・防災活動経路の確保を図るほか、地区のまちづくりの合意形成が図られた地区では、必要に応じて土地区画整理事業等の市街地整備を検討するなど、良質な都市基盤の形成を図ります。

【参考】地区の防災力の向上

「地震災害や防災対策に関する情報提供」

市民や地区が地震に対する意識を高め、地区の防災まちづくりの推進を図るとともに、地震発生時に適切な行動が取れるよう、広報、ホームページ、パンフレットや地区活動等を通じ、地震や防災対策に関する情報を積極的にわかりやすく提供します。

「自主防災組織等の取り組みの支援」

地区の防災力の向上を図るため、自主防災組織やまちづくり組織等の強化を推進し、それらの取り組みを積極的に支援します。また、自主防災組織やまちづくり組織、企業・ボランティア団体等との連携を進め、共に考える防災まちづくりを推進します。

「防災訓練、防災教育の推進」

地区のつながりの強化や、子供たちの高い防災意識の基礎を築くため、自主防災組織やまちづくり組織、企業等と連携し、防災訓練や講習会・イベントなどの展開による防災教育を推進します。

支援制度の概要

1 《住まいに関する各種耐震相談》

毎週火・土曜日(午後1時から5時まで)に栄地下街で耐震改修相談や簡易耐震診断を行います。
(予約制、年末年始を除く)

2 《木造住宅無料耐震診断》

昭和56年5月31日以前に着工された自己所有の木造住宅(長屋、併用住宅、共同住宅で借家を含む)を対象に無料耐震診断を実施しています。(プレハブ、ツーバイフォー工法は除く)

3 《非木造共同住宅耐震診断助成制度》

昭和56年5月31日以前に着工された非木造共同住宅(分譲、賃貸マンションなど)の所有者が耐震診断を行う場合に、診断費用の一部を補助します。
(耐震診断実施前に必ず、補助金申請が必要です)

4 《木造住宅耐震改修助成制度》

名古屋市の耐震診断の結果、判定値が1.0未満の「倒壊する可能性が高い」「倒壊する可能性がある」と判定された木造住宅を、最低0.3以上引き上げて1.0以上の「一応倒壊しない」とする耐震改修工事について、工事費の一部を補助します。(着工前に必ず、補助金申請が必要です)



問合せ先：住宅都市局建築指導部建築指導課

TEL：052-972-2921、FAX：052-972-4159

電子メールアドレス：a2921@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

5 《都市防災不燃化促進事業》

大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命・身体の安全を確保するため、不燃化促進区域において一定の基準に適合する耐火建築物または準耐火建築物を建築するものに対して補助金を交付するものです。

不燃化促進区域...災害時の避難地または避難路周辺の区域のうち、早急に不燃化を図る必要があると認められる区域のことです。

この不燃化促進区域内では、防火地域及び最低限高度地区(7m以上)の都市計画制限がかかります。

【現在の不燃化促進区域:広小路線地区(中村区笹島ガード西~新大正大橋東詰)】

6 《生活こみち整備促進事業》

幅員4m未満の道路に面した敷地で建築をする場合、道路の中心線から2m後退することが建築基準法で義務付けられています。中村区の米野地区、昭和区・瑞穂区の御劔地区において、この後退用地を地元の方々のご協力により、一般の交通・通行の用に供する通路として整備していただき、狭い道路と一体的に「生活こみち」として活用するための事業です。名古屋市は、この後退用地の整備費等を助成し、安全で快適なまちづくりを推進していきます。

問合せ先:住宅都市局市街地整備部市街地整備課

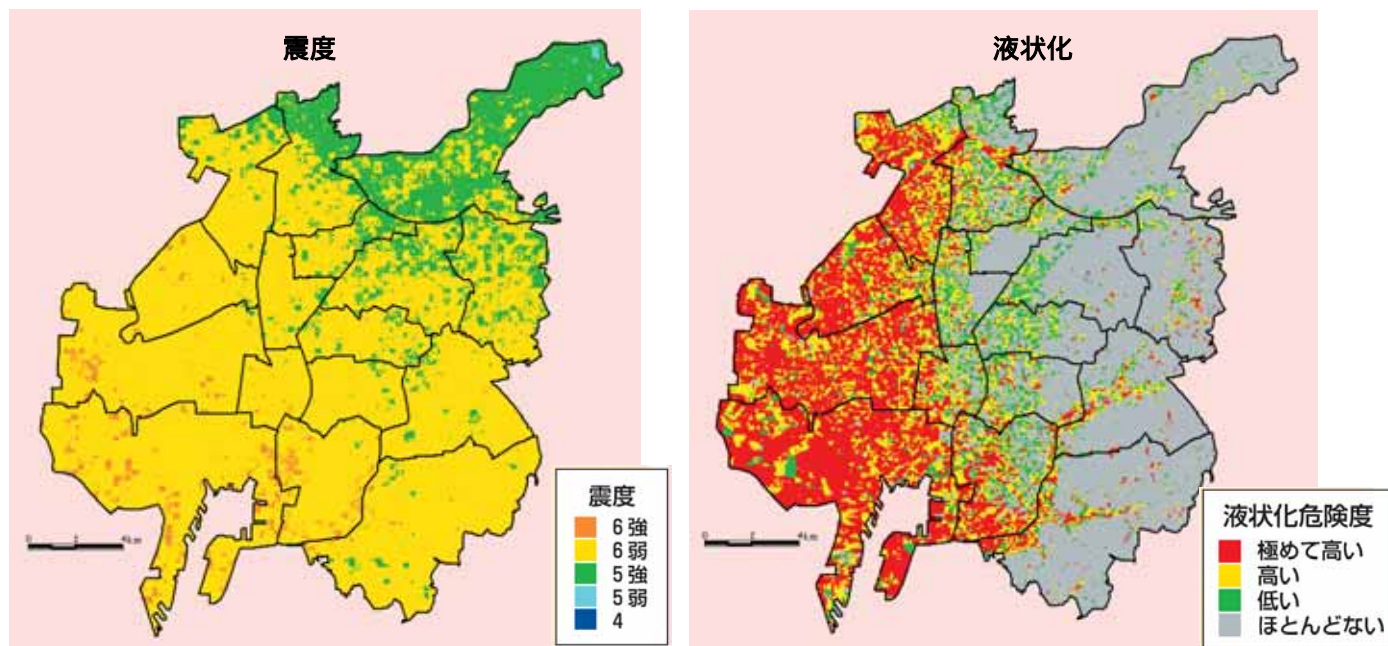
TEL：052-972-2754、FAX：052-972-4163

電子メールアドレス：a2754@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp



上記の制度の詳しい説明は、名古屋市役所ホームページ(<http://www.city.nagoya.jp>)からご覧になれます。

【参考資料】東海・東南海連動地震による名古屋市での震度・液状化の予測



出典：あなたの街の地震マップ

【名古屋市防災条例について】

名古屋市では、平成18年10月に、災害に係る予防対策及び応急対策並びに災害からの復興に関して、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることができる、災害に強いまちの実現をめざすことを目的として、「名古屋市防災条例」を定めたところです。

この「震災に強いまちづくり方針（名古屋市防災都市づくり計画）」は、防災条例の第9条の趣旨にも沿ったものとして策定しております。

名古屋市防災条例

第9条 市は、市域内において予想される災害に関し調査を行い、その結果を災害対策に反映させるよう努めなければならない。

詳しい内容については下記に、お問合せください。

名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市計画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1

TEL:(052)972-2712

FAX:(052)972-4164

Email: a2712@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

詳細はホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

名古屋市役所ホームページ： <http://www.city.nagoya.jp>